

令和元年第5回久万高原町議会定例会

令和元年 9月11日

○議事日程

令和元年9月11日午前9時29分開議

- 日程第1 議案第73号 久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」基金
条例の制定について
- 日程第2 議案第74号 久万高原町景観条例の制定について
- 日程第3 議案第75号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について
- 日程第4 議案第76号 久万高原町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 日程第5 議案第77号 久万高原町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第6 議案第78号 久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第79号 久万高原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第8 議案第80号 久万高原町予防接種事故調査委員会条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第9 議案第81号 久万高原町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第10 議案第82号 平成30年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第11 議案第83号 平成30年度久万高原町立病院事業会計決算の認定につい
て
- 日程第12 議案第84号 平成30年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算の認
定について
- 日程第13 議案第85号 平成30年度久万高原町簡易水道事業会計決算の認定につ
いて

- 日程第14 議案第86号 令和元年度久万高原町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第87号 令和元年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第16 議案第88号 令和元年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第17 議案第89号 令和元年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第18 議案第90号 令和元年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第19 議案第91号 令和元年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第92号 久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第21 議案第93号 久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 議案第94号 久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第23 議案第95号 久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第24 議案第96号 久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 議案第97号 久万高原町教育委員会委員の任命について
- 日程第26 報告第13号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第27 報告第14号 平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第28 報告第15号 平成30年度久万高原町の教育に関する事務の点検評価報告について
- 日程第29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（12名）

| | | | |
|----|------|----|------|
| 1番 | 高橋末廣 | 2番 | 岡部史夫 |
| 3番 | 天野辰晴 | 4番 | 田村昭子 |
| 5番 | 川崎勝弘 | 6番 | 熊代祐己 |
| 7番 | 玉井春鬼 | 8番 | 瀧野志 |

9番 大原 貴明

10番 中野 克仁

11番

12番 中川 武志

13番 日野 明勅

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長 河野 忠康

副 町 長 高山 稔明

教 育 長 小野 敏信

総 務 課 長 佐藤 理昭

総務課総合戦略監兼

保 健 福 祉 課 長 西 森 建 次

情報政策推進室長

建 設 課 長 猪 上 浩 明

環 境 整 備 課 長 釣 井 好 春

林 業 戦 略 課 長 菅 隆 則

住 民 課 長 林 克 也

ふるさと創生課長

農 業 戦 略 課 長 篠 崎 慶 太

会 計 管 理 者 中 川 茂 俊

病 院 事 業 等 統 括 事 務 長 渡 部 定 明

教 育 委 員 会 事 務 局 長 辻 本 元 一

消 防 本 部 消 防 長 高 野 貢

代 表 監 査 委 員 菅 洋 志

○議会事務局

事 務 局 長 山 下 元 司

事務局 (朝 礼)

議 長 本日の出席議員は12名です。
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午前9時29分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1、議案第73号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」基金条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第73号は、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第73号は、産業建設常任委員会に付託することに決定を

いたしました。

議長 日程第2、議案第74号「久万高原町景観条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第74号は、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 日程第3、議案第75号「消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思
いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第75号は、所管の常任委員会に付託することに決定をい
たしました。

議 長 日程第4、議案第76号「久万高原町印鑑登録及び証明に関する条例の一部
を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(林住民課長を指名)

林 課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第76号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにした
と思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第76号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定をしました。

議長 日程第5、議案第77号「久万高原町災害弔慰金の支給等に関する条例の一
部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第77号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにした
と思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第77号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定をいたしました。

議長 日程第6、議案第78号「久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたし
ます。
提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第78号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにした

と思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議 長 日程第7、議案第79号「久万高原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第79号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第79号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をしました。

議長 日程第8、議案第80号「久万高原町予防接種事故調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第80号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第80号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をしました。

議長 日程第9、議案第81号「久万高原町水道法施行条例の一部を改正する条例

の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第81号は、産業建設常任委員会に付託し、審査することとしたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、産業建設常任委員会に付託することに決定をしました。

議長 お諮りします。

日程第10、議案第82号「平成30年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第13、議案第85号「平成30年度久万高原町簡易水道事業会計決算の認定について」までの4件は、関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 2 号から議案第 8 5 号までの 4 件は、一括議題とすることに決定をいたしました。

議案第 8 2 号「平成 3 0 年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第 8 5 号「平成 3 0 年度久万高原町簡易水道事業会計決算の認定について」までの 4 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(中川会計管理者を指名)

中川会計
管 理 者

議案第 8 2 号「平成 3 0 年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年 9 月 1 0 日提出 久万高原町長。

提案理由でございますが、歳入歳出決算につきましては、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の定めによりまして、毎年度、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付することとなっております。今年度も、一般会計及び特別会計の決算書を審査していただきましたので、その審査意見の概要を報告し、議案の説明とさせていただきます。

それでは、「平成 3 0 年度久万高原町歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」の 1 ページをお願いします。

審査の概要でございますが、審査の対象は、平成 3 0 年度久万高原町一般会計と 1 0 の特別会計です。

審査の期間は、令和元年 8 月 5 日から 2 1 日までのうち 4 日間。

審査の方法ですが、1、全ての計数は正確であるか。2、予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。3、会計事務は関係法規に

基づき、合法かつ適切に処理されているか。4、財産の管理は適切になされているか、などの項目に主眼を置き、照合、検証、また関係職員からの聞き取り等により、審査していただきました。

2ページ、3ページに、審査結果及び審査意見をいただいております。

それでは、2ページ4行目からになりますが、平成30年度の一般会計の決算総額は、歳入、94億1,164万5,000円、対前年比10.1%の減。歳出、84億3,174万5,000円、対前年比13.0%の減。歳入と歳出の差引である形式収支は、9億7,990万円、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は、6億4,713万円となっています。

9行目になりますが、増額の主な要因として、歳入におきましては、特別交付税3,205万5,000円の増、災害復旧費県補助金9,395万6,000円の増、繰越金7,953万6,000円の増など。

11行目になりますが、歳出における増額要因といたしましては、し尿処理施設緊急修繕工事6,496万2,000円の増、公共土木施設災害復旧事業費1億1,815万4,000円の増、農業用施設災害復旧事業費9,135万7,000円の増などが挙げられます。

下段のほう、下から3行目になりますが、普通会計の主要な財政指数では、財政力指数が、0.175、経常収支比率は88.9%で、1.6ポイントの増、公債費負担比率は13.1%で、0.1ポイントの減。実質公債費比率は11.6%で、0.5ポイントの増となりましたが、将来負担比率はゼロ%を下回り、平成28年度に引き続き、該当なしとなっており、ほぼ全ての指標において健全な状況です。

3ページをお願いします。

特別会計の全体決算額は、歳入39億8,256万4,000円、歳出37億7,485万5,000円。歳入と歳出の差し引きである形式収支は、2億770万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支も形式収支と同額の2億770万9,000円となっています。

4行目になりますが、審査の結果、関係諸帳簿及び調書類と符合しており、計数は正確で、会計事務及び財産管理についても、久万高原町財務規則に準拠しており、適正に処理されているものと認めていただきました。

また、事務処理手続においても、おおむね適切に行われているものと認めていただきましたが、総括として、次のような御指摘をいただいております。

決算から見た事業効果について、十分な検証を行い、課題については、今後の方向性を明らかにして対処するとともに、各種事業の計画的な推進と執行管理に努められたい。

税、料の徴収にあつては、人口減少に伴い減少する一方だが、貴重な自主財源の確保のため、引き続き収納対策として、資産の差し押さえ等の対策を強力に進め、税の不公平感をなくす努力を望む。

地方を取り巻く現状は、人口減少、少子高齢化、頻発する自然災害などにより、厳しい環境となっているが、行財政改革や歳出抑制の努力を行う中で、常に事務事業の見直しを行い、優先度の高い事業から取り組むなど、限られた財源の中にあつても、健全で安定した町政運営に努めることを強く望む。

今後も町民の安心・安全が確保されることを前提としたまちづくりに取り組んでいただくことを期待する、との御意見をいただいております。

4 ページからは、決算の概要等を記載していただいております。また、年度別の決算状況等を比較いたしました平成30年度決算説明資料を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 (渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部統括事務長 議案第83号「平成30年度久万高原町立病院事業会計決算の認定について」。

平成30年度久万高原町立病院事業会計決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出 久万高原町長。

提案理由でございますが、病院会計の決算につきましては、地方公営企業法の定めにより、毎年度、監査委員の審査意見をつけて、議会の認定に付することとなっております。

今年度も、決算について審査していただきましたので、その審査意見の概要

について御報告申し上げ、議案説明とさせていただきます。

それでは、ページをめくっていただき、平成30年度久万高原町立病院事業会計決算審査意見書の1ページをお願いいたします。

審査の概要でございますが、1. 審査対象は、平成30年度久万高原町立病院事業会計決算で、事業収益が9億532万3,701円、事業費用、9億1,899万8,462円、差し引き、マイナス1,367万4,761円となっております。

2. 審査の期間は、令和元年8月21日の1日間です。

3. 審査の方法については、1、地方公営企業法等関係法令に基づいて運営されているか。2、決算報告書及び財務諸表は適正に表示されているか。3、会計処理は適法な手続により行われているか、などに重点を置き、決算諸表、関係諸帳簿、証書類について調査し、説明を聴取して審査をいただきました。

2ページ目に、審査結果及び審査意見をいただいております。

1行目をごらんください。

審査した結果、関係諸帳簿等と符合し、計数も正確に処理され、事業運営についても、適正に執行されている。

また、上浮穴診療圏における中核病院として、保健活動への積極的な参加や、在宅診療、訪問看護、介護福祉施設等との連携により、地域の包括的な医療の推進に努め、事業運営がなされていると認めていただきました。

次に、下から2行目でございますが、現在も、経営改善も努力が見られるが、さらに医師及び看護師等の医療従事者の確保に努め、町の基幹病院として、町民の健康管理と福祉の向上に一層の努力をするとともに、地域に愛され、信頼される病院を目指して、健全な病院運営に努められることを強く望む、との意見をいただきました。

3ページから5ページは、決算の概要等を記載していただいております。

そのあとに決算書を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で、議案の説明を終わります。

議 長

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部統括
事務長

議案第84号「平成30年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算の認定について」。

平成30年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和元年9月10日提出。久万高原町長。

提案理由でございますが、老人保健施設事業会計の決算につきましては、地方公営企業法の定めにより、毎年度、監査委員の審査意見をつけて、議会の認定に付することとなっております。

今年度も、決算について審査いただきましたので、その審査意見の概要を御報告申し上げ、議案説明とさせていただきます。

それでは、ページをめくっていただき、平成30年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算審査意見書の1ページをお願いします。

審査の概要でございますが、1. 審査の対象は、平成30年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算で、事業収益、2億9,568万2,493円、事業費用、3億411万5,599円、差し引き、マイナス843万3,106円となっております。

2. 審査の期間は、令和元年8月21日の1日間です。

3. 審査の方法ですが、1、地方公営企業法等関係法令に基づいて運営されているか。2、決算報告書及び財務諸表は適正に表示されているか。3、会計処理は、適法な手続により行われているか、などに重点を置き、決算諸表、関係諸帳簿、証書類について調査し、説明を聴取して、審査をいただきました。

2ページ目には、審査結果及び審査意見をいただいております。

1行目をごらんください。

審査した結果、関係諸帳簿と符合し、計数も正確に処理され、事業運営についても、適正に執行されているとお認めいただきました。

次に、下から4行目をごらんください。

入所はほぼ満床で、通所利用者の増加も限界がきているため、さらなる運営事業収益は困難な状況となっている。

また、施設の各箇所が老朽化により、修繕等の維持管理、安全・安心への対策等に費用を要しているが、今後の施設管理計画の検討が望まれる。

今後は、本施設の設置目的に沿って、経営のあり方を検討し、適切な介護及び機能訓練、その他必要な医療等を提供し、適切な施設運営に努力していただきたいとの意見をいただきました。

3ページから5ページには、決算の概要書等を記載していただいております。そのあと、決算書を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 (釣井環境整備課長を指名)

釣井課長 議案第85号「平成30年度久万高原町簡易水道事業会計決算の認定について」。

平成30年度久万高原町簡易水道事業会計の決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけ、議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出 久万高原町長。

提案理由でございますが、事業会計決算につきましては、地方公営企業法の定めによりまして、毎年度、監査委員の審査意見をつけて、議会の認定に付することとなっております。

簡易水道事業につきましては、平成28年度から事業会計での決算となっております。

平成30年度の決算につきまして、監査委員さんに審査していただきましたので、審査意見の概要を御報告申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

それでは、平成30年度久万高原町簡易水道事業会計決算審査意見書の1ページをお願いします。

審査の概要でございますが、1. 審査の対象は、平成30年度久万高原町簡易水道事業会計決算です。

事業収益、4億2,249万4,850円、事業費用、4億3,165万8,667円、差し引きマイナス916万3,817円となっております。

2. 審査の期間、令和元年8月19日の1日間です。

3. 審査の方法ですが、1、地方公営企業法等関係法令に基づいて運営されているか。2、決算報告書及び財務諸表は、適正に表示されているか。3、会

計処理は、適法な手続により行われているか、などに重点をおき、決算諸表、関係帳簿、証書類について、調査、聴取、審査をいただきました。

2ページをお願いします。

審査結果及び審査意見。

監査委員の審査結果及び審査意見をいただきましたので、御報告申し上げます。

平成30年度久万高原町簡易水道事業会計の決算を審査した結果、本決算は、関係諸帳簿と符合し、計数も正確に処理され、事業運営においても、適切に処理されているとお認めいただきました。

審査意見書、下から6行目のところになりますが、簡易水道事業施設は、全体で68施設あり、今年度も施設の老朽化に伴う施設の改修や、管路等の布設替え工事を実施しており、今後も計画的な施設に改修により、適切な維持管理に努めていただきたい。

経営の効率化、健全化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新と、地元が管理する施設の維持管理に努め、利用者に安心・安全な水の安定提供を図れるように努力していただきたい。

また、水道料金の収入未済額については、引き続き、他部署と連携し、徴収率の向上に努めていただきたいとの意見をいただきました。

3ページからは、決算の概要等が記載されております。また、そのあとには、決算書を添付しておりますので、後ほど、お目通しください。

以上で議案の説明を終わります。

議 長

それぞれの提案理由の説明が終わりました。

ここで、それぞれの議案につきまして、総括的な質疑を行いたいと思います。

まず、議案第82号「平成30年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 それぞれの会計について、御報告をいただきましたが、料の関係で不納未済額、それから歳入未済額、不納欠損、そこらあたりの数字がどのようになっておるか、委員会を開催するまでに、それぞれの課から提出をしていただきたいというふうに思います。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 それでは、瀧野議員の御質問にお答えします。
今いただきました内容につきまして、それぞれ一般会計、特別会計全て、それぞれの課で、歳入未済額、それから不納欠損について、総務課のほうでまとめまして、特別委員会までに提出をしたいと思います。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

議長 続きまして、議案第83号「平成30年度久万高原町立病院事業会計決算の認定について」の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

議長 続きまして、議案第84号「平成30年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算の認定について」の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 続きます。議案第85号「平成30年度久万高原町簡易水道事業会計決算の認定について」の質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第82号から議案第85号までの、平成30年度決算認定4件については、7名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号から議案第85号までの平成30年度決算認定4件は、7人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審議とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、久万高原町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員の選任については、議長が指名することに決定しました。

それでは、決算特別委員会の委員の選任は、議会事務局長に朗読させます。

(山下事務局長を指名)

山下局長

朗読します。

決算特別委員会の委員に、高橋末廣議員、岡部史夫議員、田村昭子議員、熊代祐己議員、瀧野 志議員、中野克仁議員、中川武志議員、以上7名の方を指名します。

議長

休憩中に委員会を開いて、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

委員会は、年長議員が臨時に委員長の職務を代行してください。

しばらく休憩をいたします。(午前10時29分)

(休憩)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。(午前10時44分)

休憩中に開催されました決算特別委員会において、委員長に田村昭子議員、副委員長に中野克仁議員が互選されましたので、御報告いたします。

なお、本委員会は閉会中に審査し、次の定例会に委員長報告をお願いします。

議長

日程第14、議案第86号「令和元年度久万高原町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長

議案に基づき歳入・全般説明

議案に基づき歳出説明

(2款1項目)

(3款1項目)

(3款2項目)

(4款1項目)

(6款1項目)

(6款2項目)

(7款1項目)

(8款1項目)

(8款2項目)

(8款3項目)

(9款1項目)

(10款1項目)

(10款2項目)

(10款3項目)

(10款4項目)

(10款5項目)

(10款6項目)

(11款1項目)

(11款2項目)

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

それでは、歳出について、何か御質問があれば。

(なしの声)

議長

それでは、歳入について、質問ありませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

自動車取得税が減額されとるという説明がありましたが、町は軽油税や取得税あたりの収入があるわけです。共助による公共交通空白地有償運送の説明が、暮らしづくりか何かのときにありましたが、高齢者の足の確保について、随分、前からいろいろ議論をされておるようですが、いつまで経ってもこれができない。

東京都では、交通事故防止のための装置が3万3,000円ぐらいで取りつけられる。その9割を都は補助しておる。免許証を返納される方、そうたくさんは、私はおいでんと思うんですが、前回も返納された方に対して、タクシー代1万円とかいうんじゃなくて、中川議員の質問の中で、それじゃあ配偶者にも、その点については何とかされたらどうですかと、再三聞きましたが、単独事業でやられるにも変わりませず、町長はそれは認めませんという答弁であったというふうに思います。

町にこれだけの歳入があるわけですから、町民の皆さんに対して、何年も何年もこのままで高齢者の問題をほっとるわけですが、公約の問題や、いろんな問題がこの間から出ておりますが、町長が、今こそですね、町民のために大事なことは、自らやりますということをお願いしたいし、このことはほっておけない事案だと、私は思うんですね。

東京都がいち早く、多くの高齢者の事故がありましたから、当然、ああいったことになったんでしょうが、これは早く取り組むべきやと。それと、田舎でもし免許証がなくなったら、高齢者の行動範囲は随分狭くなりますし、本当にその人の人生そのものが、早くなくなるんじゃないかと、本当に心配しておるわけです。

このことについて、町長はどのように考えておるか、お聞きをいたします。

議長

理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

高齢者の事故が多いゆえに免許返納制度、これは警察等々とも連携しながら推し進める中で、そうはいいながらも、足がなくなった場合には、大変日々の生活に困るというような。

その中で、先般、年間1万円、3年にわたってお渡ししますよということで、それは全ての、タクシーも含めて、公共交通機関に使えるようなシステムでございまして、おおむねこういうような反響をいただいているところでございます。

今の御指摘は、前にも質問が出たわけでございますけれども、配偶者の方にもというようなお話がございましたけれども、一方で、考えないといけないのは、そのときも申し上げましたけれども、免許証を当初から持っていない方もいらっしゃるわけでございますから、その辺の不公平感をどう是正をしていくか、その辺の課題もあるわけでございます。今、お話がございましたけれども、今の段階で、こうしますというような、具体的な返答はいたしかねるところでございます。

ただ、さらに交通事故が、悲惨な事故が本当に頻発をいたしておりますし、お話があったように、自動車におきまして、踏み間違いを防止する装置も、今はもうほとんど標準装備のような形で進んでいるようでございますから、これについては、これから検討もしてまいりますけれども、今日現在のところで、じゃあそれをこうしますというふうには、お答えはできないところでございまして、その点については、先ほど申し上げましたようなところもございまして、御了承をいただき、今後の研究材料とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

本当に残念でありませんが、これははっきり言って、議会だよりも載るだろうし、町民の皆さんが、本当に免許証返納については、山の奥のほうに住んでおいでの方に、さあ、ほいじゃ免許証がなくなったらどうなるのかな。今まで亡くなっていったお年寄り、本当、多くの方が免許証を返納したばかりに生きがいがなくなったりして、本当に早く亡くなるとる人、たくさん私は見て

きました。

このことは、大変大切なことだと思うんですね。今の町長の答弁聞きよったら、全然現実味がない。本当に、はっきり言うて、自分のお父さんが生きといでったら、どう思うのかな。

本当に免許証がなくなって、友達にも会いに行けん、行きたいところにも行けん、大変なことやと思うんですね。

今聞いたから、わかりませんじゃいう問題やなしに、高齢者の足の問題、前から検討しよるんですよ。随分前から。いつまでたってもできんじゃないですか。

ほんなら、どっちかの方法で、高齢者の足が確保できるように、理事者として責任があると思います。

もう一遍答弁してください。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 お気持ちはよく分かるところでございますし、ただ、免許返納制度も、これは強制的ではないわけでございますし、交通事故が多いという認識のもとに、高齢者の方々が自主的に返納をしていただく、今、制度になっております。

そこら辺の整備のことも関連するわけでありまして、また一番効果的な方法は、どういうふうにしていけばいいのか。瀧野議員がおっしゃったところは、確かにそうでありましょうし、かつて認知症が発症しているけれども、足がないから運転をせざるを得ないというような、切実な話もあったところは承知もいたしているところでございまして、それをカバーするための免許返納制度を設けて、それで金額が適当かどうか、検証、十分にはできてありませんけれども、3年間にわたってその費用を行政が負担をしていくと、そういう制度を今、取り入れたところでございます。

今、申し上げましたように、御指摘の点あると思いますから、これは今、繰り返しになりますけれども、今の段階で、じゃあこうしますということは、ちょっとお答えはできませんけれども、今後の研究を重ねていきたいということで、答弁にかえさせていただきたいと思います。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 あくまで、言葉を荒げて言いましたが、今、町全体の経営者である町長が、本当に困っておる町民のために、何とかする気持ちがないということ、今、はっきり言われたと思うんですが。公務員、それから町長も我々も特別職の公務員。町民の福祉の向上、これは我々の使命である。

そういった流れの中で、隣近所のおじいさん、おばあさん、町全体の高齢者の皆さん、本当に困っておる姿を見て、何も感じない。それはおかしいと。それを本当に思うのであれば、もう少し心のこもった答弁があつてしかるべきやと思います。

やる気がないんだつたら、結構です。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 そんなつもりはありません。あなたと同じように、高齢者の足については、心配をいたしているつもりでありますけれども、さっき申し上げましたように、じゃあ免許証がない方との整合性というのもあります。

考え方として、例えばそれにかわるものとするれば、全国でも今、採用もされておりますけれども、コミュニティバス等々の運行をしていく等々も考えられるわけでございまして、それについては、これからどのようにしていけばいいかを、しっかりと検討していけばいいと思いますし、そのきっかけとして、面河の運営協で、これは限定的であつて、路線バスの停留所まででありますけれども、そういう取り組みも始められているわけでございますから、これを契機として、今、申し上げましたようなコミュニティバス、そういったものを導入できないか。これについては、検討をしてみたいと思います。

繰り返しになりますけれども、高齢者の皆さんの福祉について、私は考えてないことはありませんので、そのことはしっかりと申し上げておきたいと思えます。

以上でございます。

議長 瀧野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって、特別に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 実際に質問した内容についての答弁は、はっきりしてないと思うんですね。
3万3,000円少しかったと思いますが、事故防止の装置がそれぐらいであると。それを、東京都はその9割を補助してやる。

久万高原町でその9割の補助がいかんのであれば、例えば3割でも、半分でも、検討して、そういうことがあるのであれば、取り組んでみたいとか、そういうふうな答弁はないわけですね。

だから、具体的にそういう説明して、久万高原町、自動車の税もいろいろ入ってきてよるし、それはそれなりに高齢者に対して、高齢者いうけど、高齢者の皆さんの中にも税を払わなかった人もおいでるかもわからんけど、久万高原町のために何十年も一生懸命頑張ってきた町民の皆さんですね。

私は、議員がこういう質問をすることによって、町長が自らやりたいことの一つに入れてやったらいいんじゃないですか。それを全くないとはどういうことなんですか。検討します、検討しますいうて今まで言うてきたけど、何かやったことありますか。私はないと思います。

今、ここで決意を言うてください。できる、できん、補助金の9割を出す、5割を出す、それはできんでも、何らかの対策をは立てる、気持ちぐらいはあるんじゃないんですか。

議長 (河野町長を指名)

町長 今、申し上げたように、高齢者の方の足をどうしていくかについては、これはあなたと同じように、私も久しく持っているつもりです。

今だから、東京都のことも、急にぽんと出されたわけで、そういうのがあることは承知はしておりますけれども、じゃあ、さっきも申し上げたように、全

ての皆さんに、平等な原則に立っていけるかどうか、そのことも含めながら、今申し上げたように、例えば、今、民間の伊予鉄南予バスさん、あるいは産業公社、あるいは美川タクシーさんあたり、また面河タクシーさんも懸命に頑張っていておられるわけでございますけれども、その方々ともこれから協議しながら、さっき申し上げましたように、停留所じゃなくて、手を挙げれば簡単に乗せていただけるようなコミュニティバス等々の導入もあるわけですから、そこら辺も総合的に勘案しながら、検討をしてみたいということで、今日の返事にかえさせていただきたいというふうに思います。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 公共交通の、町民の皆さんも含んだ問題については、議会に対する請願があって、議会で委員会決議をして、町にこれは申し出る。それで立ち上がった協議会。

それも途中でほって、面河の運営協議会に任せてしめて、いつになったらできるんですか。80の高齢者が、20年の将来あるんですか。何十年もあるんなら、いつまでも待ちますけれども。町長がここで答弁したって、いつまでたつたってできへん。これで町民は待てますか。

町長、これはやる気があるんなら、期限も切ろうし、そうやっていつも答弁されるけど、できたことはないですよ。

そやけん、高齢者の、例えば免許証を返すいうことは大変やと。このことについて、どういうことを思とるかを、まず答弁してくれんと。その3万3,000円出す気がないと。だけど、くしくも我々が乗とる車は、最初からあたりそうになったらとまりますよ。

そやけど、高齢者が乗とる車は、あたりそうになってもとまらんけん、事故が起きるわけで、いうたら、装置をつけるのに3万3,000円そこそこ出したらあるわけです。お金で解決するわけですよ。

昨日も言うたように、8億310万円もかけて、1円の補助金もない消防署をつくって、町の耐震を2億5,000万でやって。そうでしょう、給食センターもそう。補助金もないのに4億近い金をかけてやって。そやけど、実際に、

町民が今、困っとる金、少々の金が出せんいうことは、私はないと思う。

それ、もう一回答弁してくださいよ。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 だから、今おっしゃられた施設についても、これはもう必要だと思っておりますことを、まず申し上げておきたいと思います。

今の課題については、これはもう切実な課題でございます。今日議員がこの場で提案されたことでありますから、今、直ちに、じゃあいつまでにとというような返事もいたしかねるわけでございます。

そのあたり、研究をさせていただきたいというしか、今、これはもう答えられないわけでございます。

繰り返しに、再三申し上げますけれども、この問題については、どうしていけばいいのか。高齢者の事故が起こるたびに、この間も高齢者の方ゆえにとというようなところもあるようでございますけれども、一方で被害者の方が、厳罰に処してほしいというようなところも、テレビに大きく取り上げられておりました。

これは切実な問題でございますから、そのあたりは、今直ちに、申し上げましたように、これは大切な課題であろうと思っておりますけれども、今ここで、じゃあいつまでにとという返事はいたしかねますといったことを言ったわけで、気持ち的には、同じように高齢者の頻発する事故、それから足、どうしていけばいいのか。限界集落も増えております。買い物難民も増えているわけでございますから、いろんな方々も、提案もいただいております。

例えば、路線バスに買い物をついでに、一緒に行くようにいたして、そういう制度も、取り組みも始めていただいておりますし、また農協を初めとして、町内を小まめに回っていただいて、買い物ができない方へ、そういったものを販売すると、そういったところも、今、路線もかなり張りめぐらされているように思ってもいるところでございます。

あわせて今、そういう御指摘もあったところでございますから、これについては、しばし時間をいただいて、研究をさせていただきたい、そういうふう

申し上げているわけですから、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

議長 よろしいですか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 ある方のお話なんですけれども、政治家は有権者に夢を与えるべきだ。当然、私もそう思っています。この町にも、今、瀧野議員も言われたように、戦後復興、大変厳しい中、そして地域を盛り上げるため、町を守るために頑張ってきた。そして、議会の中でも本当に粉骨砕身頑張ってきた方、それぞれの方が、今、高齢者という一つの文字の中に入っています。

町のために、地域のために頑張ってきた方が、今、高齢者という一つの文字の中で、なかなか、町のために頑張ってきたにもかかわらず、報われるためにやってきたわけじゃないんです、地域のためにやってきた。それがなかなか、時のリーダーの判断ひとつで、できたりできなかったりする。

やはり、リーダーは、有権者に対して夢を与える、それが僕は一番大事だと思っています。

そこで、町の夢を語るときに、今回、地域IoT実装推進事業補助金が計上されております。

昨日も申し上げましたが、町の主産業である農・林に対しても、今回、総務省から来られた田村室長の肝いりで、いち早くこういう事業が予算化を見たということでございます。

ですから、各課、例えば農業の部門においても、例えば国が推進する実装事業、そういう推進事業に対しても手を挙げていらっしゃるのかいらっしやらないのか。

ですから、農林にかかわらず、ぜひ田村室長にお願いしたいのは、スピードを上げていただくようにしていただかないと、例えば盛り土をして、後でどこかにごみが詰まって土地が陥没したとか、そういうことにつながらないように、本当にこれからの持続可能な町を創っていくためにも、ICTをどう生かしていくかというのは非常に大事でありますし、田村室長の存在によって、そして

いろんな、各省庁が出しておる事業、そしてこの町に合う事業を、ぜひ引っ張ってきていただきたいと思いますが、室長の御所見をお伺いします。

議 長 (田村総務課総合戦略監兼情報政策推進室長を指名)

田村室長 ただいまの岡部議員の御質問にお答えいたします。

私も、いろいろな国の施策、ICTについては、国の施策がたくさんございますので、それを組み合わせて、有利な条件でできるようなものを探して、取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、昨日の説明の繰り返しにもなってしまいますが、林業で、今回、取り組む事業というのは、ネットワークの部分は、半分は町の持ち物ということになっておりますので、いろいろな展開ができるようなものとして、創り上げるものでございますので、林業での取り組みを見ながら、こんなこともできるというようなアイデアを、いろいろ現場からいただいて、その後で国のそれぞれの補助金などを当たって、事業化をしていくというようなことに取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 総務課長、条例で町民の皆さんの御意見を聞くというところがあったと思うんですが、間違いないですか。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 済みません、手元に確実なものがないので、はっきりとした答弁、差し控えさせていただきます。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 その条例は、確かにあると思いますし、合併して審議会も1回も開かれてない町です。町民の意見を聞くことがないように思うんですね。

議会が幾ら意見を言うても、その意見が取り入れられたところが見えん。議会、何十回開いたって同じことなんです。提案しても全然、それを検討、検討したいうけど、1年間たって、たった1回、会議をしてきた。やる気がないということでしょう。

これは問題じゃないんですか。議員が幾ら一般質問をしても。一般質問は、議員が唯一できる、理事者との政策論争です。政策論争ですよ。

町長がどういうふうな施策を持っておいでなのか、それも昨日、言うように、言うたら公約の話もしました。

公約の話もしたけど、実際に何と何と何をやりよいでるか、全くわからん。それで、町民の皆さんの意見を聞く会もやってない。合併してから15年。15年たったら、全てがなくなるんやね。特別交付金もなくなる。

これは、町の運営として、総務課長、ちょっとおかしいんじゃないですか。あなたは職員さんのトップに立っといでる方やし、全体を、副町長さんと検討しながら運営をしていかないかん立場にあるんでしょけれども、そこら辺についてはどうなんですか。私は将来について、非常に不安を感じます。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 瀧野議員の御質問にお答えをいたします。

瀧野議員の御指摘のとおり、町民の意見をどう聞いていくかということは、非常に重要な部分だというふうに思っております。

我々としては、いろんな分野で、計画の策定でありますとか、いろんなところでは各種委員会に、議会の代表でありますとか各種団体、それから町民の皆さんの代表というところで、個々には一生懸命対応はしているつもりではございますが、町全体のというところになりますと、ここは総務課の所管になると

いうふうに、非常に痛感をしております。

昨日、瀧野議員の御質問にありました、町の総合計画、そういったものが、本来はもっと議会にあり、もちろん職員がそれをしっかりと把握して、それを施策に生かす、そのための、木で言えば根幹になる部分だというふうに思っております。

それをもとに、いろんな、各分野の実行計画があると、それぞれの実行計。それに基づいて、我々は施策を実行していくと。その我々の施策が実行計画を通して、町全体の総合計画のどこに位置づけられているのかといったところを、私自身も、これから議会、それから町民の皆さんに、そこが、しっかりわかりやすく説明することによって、まちづくりの全体の中での位置づけというところが大事になってまいりますので、そこをしっかりと、これからは私自身として改善に努めていきたいというふうに思います。

議長 ほかには質疑ありませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 歳入の22款環境性能割交付金がございます。町税のほうでも入っております。この環境性能割という、税制改正に伴いということでしょうけれども、この事業、どういう意味の交付金か、それとこの交付金がどういうことに使われることを目的とされているのか、御説明をお願いします。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 岡部議員の御質問にお答えをいたします。

今回、自動車税の関係で、税制改正ということで、税制改正することによりまして、税収とか、これまであった交付金が減額されるというところに対して、国がそれに対して、町の財政に対しての補償的な、補完的なというところで、環境性能割交付金というのが、今回、創設されたということで、町全体にとっては、これまでの自動車税、あるいは自動車に係る交付金が、全体で目減りす

るものではないというふうに理解をしております。

その上で、今回の交付金につきましては、これまでの自動車税でありますとか、自動車に関する交付金、特例交付金といったものと同じように、目的については、用途は限定されておりませんので、町は一般財源として、予算措置は行うこととしております。

議 長 よろしいですか。

歳入について、ほかに質疑ありませんか。

よろしいですか。

じゃあ、歳出について質疑いたします。

ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

お諮りします。本案について、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は、所管の常任委員会に付託することに決定をしました。

議 長 日程第15、議案第87号「令和元年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(林住民課長を指名)

林 課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにした
と思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 87 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定をしました。

議 長 日程第 16、議案第 88 号「令和元年度久万高原町介護保険事業特別会計補
正予算（第 1 号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたい
と思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第88号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議長 日程第17、議案第89号「令和元年度久万高原町訪問看護事業特別会計補
正予算（第1号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにした
と思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議 長 日程第 18、議案第 90 号「令和元年度久万高原町農業集落排水事業特別会
計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたと思
いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

- 議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第90号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。
- 議長 日程第19、議案第91号「令和元年度久万高原町立病院事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)
- 渡部事務長 議案に基づき説明
- 議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)
- 議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第91号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。
- 議長 日程第20、議案第92号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任

について」から、日程第24、議案第96号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの5件は、関連がありますので、一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号から議案第96号までの5件は、一括議題とすることに決定しました。

議長 議案第92号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」から、議案第96号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの5件を、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町長 議案第92号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」で
ございます。

下記の者を久万高原町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

令和元年9月10日提出 久万高原町長。

人事案件でございますので、住所、氏名等は空欄で提案させていただきます。御記入をお願いいたします。

選任をいたす者は、

住所 久万高原町露峰甲2755番地

氏名 久万川滋 氏

生年月日 昭和32年2月6日でございます。

提案理由ですが、本町固定資産評価審査委員会委員のうち、大原明義委員が令和元年9月末をもって任期満了につき、その後任の委員の選任でございます。

久万川滋さんは、地域での信望も厚く、元農協部長職も務め、卓抜なる識見を有していることから、今後、固定資産評価審査委員会委員として十分に御活躍いただけるものと考えますので、今回、新たに選任いたしたく、提案するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第93号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」で
ございます。

下記の者を久万高原町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

令和元年9月10日提出 久万高原町長。

人事案件でございます。同じように空欄で提案をさせていただいております。

御記入をお願い申し上げます。

住所 久万高原町下畑野川甲1522番地の4

氏名 名智清澄氏。

生年月日 昭和21年2月16日でございます。

提案理由ですけれども、固定資産評価審査委員会委員のうち、名智清澄委員が令和元年9月末をもって任期満了になります。その後、その後任の委員の選任でございます。

名智清澄さんは、平成22年10月から、固定資産評価審査委員会委員として御活躍をいただいております。引き続き選任したく、提案をするものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第94号でございます。同じように、固定資産評価審査委員会委員の選任でございます。

御名前等々、申し上げます。

住所は、久万高原町渋草516番地

氏名 木下正行氏

生年月日 昭和11年10月15日でございます。

木下正行氏におかれましては、平成28年10月から審査委員会委員として活躍をいただいております。引き続き、選任したいと思いますので、提案を申

申し上げます。

よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第95号でございます。同じように、評価審査委員会委員の選任でございます。

御氏名等々、御記入をお願いします。

住所 久万高原町黒藤川1588番地。

氏名 田野典孝氏。

生年月日 昭和23年8月25日です。

田野典孝氏は、平成25年10月から、委員会委員として御活躍をいただいておりますが、引き続き選任したく、提案するものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

議案第91号、同じく評価審査委員会委員につきましてでございます。

お名前を申し上げます。

住所 久万高原町柳井川2192番地。

氏名 古川久直。

生年月日 昭和23年5月23日でございます。

古川久直氏におきましては、平成19年10月から、委員会委員として御活躍をいただいております。引き続き選任いたしたく、提案するものでございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

それでは、議案第92号について、これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。

議案第92号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第92号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任
について」は、理事者提案のとおり同意することに決定しました。

議 長 次に、議案第93号について、これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第93号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第93号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任
について」は、理事者提案のとおり同意することに決定しました。

議 長 次に、議案第94号について、これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第94号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第94号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任
について」は、理事者提案のとおり同意することに決定しました。

議 長 議案第95号について、これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第95号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第95号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任
について」は、理事者提案のとおり同意することに決定しました。

議 長 議案第96号について、これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第96号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第96号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任
について」は、理事者提案のとおり同意することに決定しました。

議 長 ここでお諮りします。
12時を過ぎましたが、時間を延長したいと思います、御異議ありません
か。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
時間を延長することにいたします。

議 長 日程第25、議案第97号「久万高原町教育委員会委員の任命について」を
議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 議案第97号「久万高原町教育委員会委員の任命について」
下記の者を久万高原町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組

織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年9月10日提出 久万高原町長。

人事案件でございますので、住所、氏名等は空白で提出をさせていただいております。御記入をお願い申し上げます。

住所 久万高原町洪草2542番地

氏名 中川邦彦

生年月日 昭和32年11月20日

提案の理由でございますが、教育委員会委員の中川 優氏は、令和元年9月29日をもって任期満了となるため、その後任委員でございます。

中川邦彦氏は、人格高潔で、教育、学術及び文化に対し、高い見識を有しており、教育委員会委員として適任者でありますので、委員に任命したく、提案するものでございます。

御同意をいただきますよう、お願いを申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第97号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第97号「久万高原町教育委員会委員の任命について」は、理事者提案のとおり同意することに決定しました。

議 長 お諮りします。
日程第26、報告第13号「平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」及び日程第27、報告第14号「平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について」は、関連がありますので、一括報告にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、報告第13号及び報告第14号は、一括報告とすることに決定しました。

議 長 報告第13号「平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」及び、報告第14号「平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について」を、一括報告とします。
報告を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき報告

議 長 理事者の報告は終わりました。
これより一括して質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第13号「平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」及び、報告第14号「平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について」を終わります。

議長 日程第28、報告第15号「平成30年度久万高原町の教育に関する事務の点検評価報告について」を議題とします。

報告を求めます。

(辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長 議案に基づき報告

議長 理事者の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第15号「平成30年度久万高原町の教育に関する事務の点検評価報告について」を終わります。

議長 日程第29、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第75条の規定により、別紙のとおり、本会議の会期日程等、議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、了承したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件は、承認することに決定しました。

本定例会の付託議案について、各委員会は会期中に審査し、9月20日の本会議に委員長報告をお願いします。

お諮りします。

本日の会議は、これにて散会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これにて散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。 (午後 0時14分)

なお、9月12日は、午前9時30分から総務文教厚生常任委員会、翌日13日は、午前9時30分から産業建設常任委員会を、町民館2階議員控室で開催、付託議案の審査をお願いします。

また、9月20日は、午後1時30分から開会いたします。

事務局 (終 礼)